

群馬県文化財保護条例施行規則第31条の規定による指定等の基準

令和2年6月12日
群馬県告示第161号

群馬県文化財保護条例施行規則（令和2年群馬県規則第45号）第31条の規定による指定、認定及び選定の基準は、次のとおりである。

第1 群馬県指定重要文化財の指定基準

1 絵画彫刻の部

- (1) 各時代の遺品のうち製作優秀で群馬県の文化史上貴重なもの
- (2) 群馬県の絵画、彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- (3) 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- (4) 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
- (5) 舶載品、移入品で群馬県の文化にとって特に意義のあるもの

2 工芸品の部

- (1) 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- (2) 群馬県の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- (3) 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- (4) 舶載品、移入品で群馬県の工芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの

3 書跡、典籍の部

- (1) 書跡類は、宸翰^{しんかん}、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖^{ほうじょう}等で、群馬県の書道史上の代表と認められるもの又は群馬県の文化史上貴重なもの
- (2) 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準じる写本で群馬県の文化史上貴重なもの
- (3) 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で群馬県の文化史上貴重なもの
- (4) 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとめて伝存し、学術的価値の高いもの
- (5) 舶載品、移入品で群馬県の文化にとって特に意義のあるもの

4 古文書の部

- (1) 古文書類は、群馬県の歴史上重要と認められるもの
- (2) 日記、記録類（絵図、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で群馬県の文化史上貴重なもの
- (3) 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- (4) 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとめて伝存し、学術的価値の高いもの
- (5) 舶載品、移入品で群馬県の歴史上特に意義のあるもの

5 考古資料の部

- (1) 土器、石器、木器^が、骨角牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (2) 銅鐸、銅剣、銅鉾その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (3) 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (4) 官衙跡、寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥、奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (5) 舶載品、移入品で群馬県の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

6 歴史資料の部

- (1) 政治、経済、社会、文化等群馬県の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- (2) 群馬県の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- (3) 群馬県の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとめて伝存し、学術的価値の高いもの
- (4) 舶載品、移入品で群馬県の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

7 建造物の部

建築物（社寺、城郭、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（橋梁^{りょう}、石塔、鳥居等）の各時代建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築的技法になるものうち次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 意匠的に優秀なもの
- (2) 技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の高いもの
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

第2 群馬県指定重要無形文化財の指定基準

1 芸能関係

音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 芸術上価値の高いもの
- (2) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの
- (3) 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの

2 工芸技術関係

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの

- (1) 芸術上価値の高いもの
- (2) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
- (3) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

第3 群馬県指定重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

1 保持者

- (1) 群馬県指定重要無形文化財に指定される芸能又は工芸技術を高度に体现できる者
- (2) 芸能又は工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- (3) 2人以上の者が一体となって芸能又は工芸技術を高度に体现している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

2 保持団体

芸能又は工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのある団体

第4 群馬県指定重要有形民俗文化財の指定基準

1 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形態、製作技法、用法等において群馬県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

- (1) 衣食住に用いられるもの 例え、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
- (2) 生産、生業に用いられるもの 例え、農具、漁獵用具、工匠用具、紡織用具、作業場等
- (3) 交通、運輸、通信に用いられるもの 例え、運搬具、舟、車、飛脚用具、関所等
- (4) 交易に用いられるもの 例え、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等
- (5) 社会生活に用いられるもの 例え、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等
- (6) 信仰に用いられるもの 例え、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等
- (7) 民俗知識に関して用いられるもの 例え、暦類、卜占用具、医療具、教育施設等
- (8) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例え、衣裳、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等
- (9) 人の一生に関して用いられるもの 例え産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等
- (10) 年中行事に用いられるもの 例え、正月用具、節供用具、盆用具等

2 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (1) 歴史的変遷を示すもの
- (2) 時代的特色を示すもの
- (3) 地域的特色を示すもの
- (4) 生活階層の特色を示すもの
- (5) 職能の様相を示すもの

第5 群馬県指定重要無形民俗文化財の指定基準

1 風俗習慣のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (1) 由来、内容等において群馬県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

2 民俗芸能のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (1) 芸能の発生又は成立を示すもの
- (2) 芸能の変遷の過程を示すもの
- (3) 地域的特色を示すもの

第6 群馬県指定史跡名勝天然記念物の指定基準

1 史跡

次に掲げるもののうち群馬県の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値のあるもの

- (1) 貝塚、集落跡、古墳その他これらに類する遺跡
- (2) 国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- (3) 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- (4) 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- (5) 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- (6) 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- (7) 墳墓及び碑
- (8) 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- (9) 外国及び外国人に関する遺跡

2 名勝

次に掲げるもののうち群馬県の優れた国土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所あるいは学術的価値の高いもの、また人文的のものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- (1) 公園、庭園
- (2) 橋梁、築堤
- (3) 花樹、花草、紅葉、緑樹などの^{そう}叢生する場所
- (4) 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- (5) 岩石、洞穴
- (6) 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- (7) 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- (8) 火山、温泉
- (9) 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- (10) 展望地点

3 天然記念物

次に掲げる動植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、群馬県の自然を記念するもの

(1) 動物

- ア 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
- イ 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
- ウ 自然環境における特有の動物又は動物群聚
- エ 日本に特有な畜養動物
- オ 家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
- カ 特に貴重な動物の標本

(2) 植物

- ア 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、^{そう}社叢
- イ 代表的原始林、稀有の森林植物相
- ウ 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- エ 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- オ 洞穴に自生する植物群落
- カ 池泉、温泉、湖沼、河川等の珍奇な水草類、^{せんたい}蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- キ 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- ク 著しい植物分布の限界地
- ケ 著しい栽培植物の自生地
- コ 珍奇又は絶滅^{ひん}に類した植物の自生地
- サ 特に貴重な植物の標本

(3) 地質鉱物

- ア 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- イ 地層の整合及び不整合
- ウ 地層の褶曲及び衝上
- エ 生物の働きによる地質現象
- オ 地震断層など地塊運動に関する現象
- カ 洞穴
- キ 岩石の組織
- ク 温泉及びその沈澱物
- ケ 風化及び侵蝕に関する現象
- コ 硫気孔及び火山活動によるもの
- サ 氷雪霜の営力による現象
- シ 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

第7 群馬県選定保存技術の選定基準

1 有形文化財関係

- (1) 有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち修理、復旧、復元、模写、構造等に係るもの（次号において「有形文化財等の修理等の技術等」という。）
- (2) 有形文化財等の修理等の技術等の表現に欠くことのできない材料の生産、製造等又は用具の製作、修理等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

2 無形文化財関係

無形文化財又は無形の民俗文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち芸能、芸能の技法若しくは工芸技術又は民俗芸能の表現に欠くことのできない用具の製作、修理等又は材料の生産、製造等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

第8 群馬県選定保存技術の保持者又は保存団体の認定基準

1 保持者

群馬県選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者

2 保存団体

群馬県選定保存技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で当該技術又は技能の保存上適当と認められる事業を行うもの

第9 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準

1 芸能関係

音楽、舞踊、演劇その他の芸能及びこれらの芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法のうち、群馬県の芸能の変遷の過程を知る上に貴重なもの

2 工芸技術関係

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち群馬県の工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの

第10 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準

1 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なもの

- (1) 由来、内容等において群馬県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

2 民俗芸能のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なもの

- (1) 芸能の発生又は成立を示すもの
- (2) 芸能の変遷の過程を示すもの
- (3) 地域的特色を示すもの

3 無形の民俗文化財のうち前項には該当しないが、群馬県指定重要有形民俗文化財の特質を理解するため特に必要なもの